第十九条　運営勘定

1　この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、各加盟国の憲法上又は制度上の手続に従って支払われる年次分担金（その額は、4から6までに定めるところにより決定される。）をもって支弁する。

2　運営勘定には、次の費用を含む。

(a)　運営に係る基礎的な費用（給与及び給付、着任に係る費用、出張旅費等）

(b)　中核的な活動に係る費用（通信及び広報、理事会によって招集される専門家会合並びに第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定による研究及び評価の準備及び出版に係る費用等）

3　理事会並びに第二十六条に規定する委員会及び補助機関に出席する代表団の費用は、関係加盟国が負担する。加盟国が機関からの特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。

4　理事会は、各二箇年会計年度の終了前に、次の二箇年会計年度の機関の運営勘定の予算を承認し、及び当該予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

5　各二箇年会計年度の運営勘定に係る各加盟国の分担金の額は、次のとおり決定する。

(a)　2(a)に規定する費用は、加盟生産国及び加盟消費国が均等に負担するものとし、当該費用に係る各加盟国の分担金の額は、加盟国の各区分内の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例して決定する。

(b)　2(b)に規定する費用は、加盟生産国が二十パーセント、加盟消費国が八十パーセント負担するものとし、当該費用に係る各加盟国の分担金の額は、加盟国の各区分内の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例して決定する。

(c)　2(b)に規定する費用の額は、2(a)に規定する費用の額の三分の一を超えてはならない。理事会は、コンセンサス方式により、特定の二箇年会計年度についてこの制限を変更することを決定することができる。

(d)　理事会は、第三十三条に規定する評価の一環として、運営勘定及び任意の拠出金による勘定が機関の効率的かつ効果的な運営にどのように寄与しているのかについて検討することができる。

(e)　分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによって生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。

6　この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における二箇年会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該二箇年会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。

7　運営勘定に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの二箇年会計年度中に機関に加盟した加盟国の当該二箇年会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となった日に生ずる。

8　加盟国が7の規定により分担金の支払の義務の生ずる日の後四箇月以内に運営勘定に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかにそれを支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払っていない場合には、当該加盟国は、支払うことができない理由の説明を要請される。分担金の支払の義務の生ずる日から七箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、当該加盟国の投票権は、理事会が第十二条に規定する特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、分担金の全額が支払われる時まで停止される。加盟国は、二年連続して分担金の全額を支払っていない場合には、資金供与の対象となる事業及び準備事業に関する提案を第二十五条1の規定に基づいて提出する資格を失う。ただし、第三十条の規定を考慮に入れるものとする。

9　加盟国が7の規定により運営勘定に係る分担金の支払の義務の生ずる日の後四箇月以内に運営勘定に係る分担金の全額を支払った場合において、理事会が機関の会計に関する規則において割引を定めているときは、当該加盟国の分担金は、当該割引を受ける。

10　加盟国は、8の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。

第二十条　特別勘定

1　特別勘定は、次の二の勘定で構成する。

(a)　課題別計画勘定

(b)　事業勘定

2　特別勘定のための資金は、次のものから調達することができる。

(a)　一次産品のための共通基金

(b)　地域金融機関及び国際金融機関

(c)　加盟国による任意の拠出

(d)　その他の資金源

3　理事会は、特別勘定の透明性のある運用のための基準及び手続を定める。この手続は、課題別計画勘定及び事業勘定の運用において加盟国（拠出加盟国を含む。）の意向が均衡のとれた形で反映されることが必要であることを考慮に入れるものとする。

4　課題別計画勘定は、承認された準備事業、事業及び活動（第二十四条及び第二十五条の規定に従って特定された政策及び事業の優先順位を基礎として理事会が定める課題別計画に適合するもの）の資金に充てるための拠出であって使途の特定されていないものを促進することを目的とする。

5　拠出者は、自己の拠出金を特定の課題別計画に割り当てることができ、又は自己の拠出金を割り当てるための提案を行うよう事務局長に要請することができる。

6　事務局長は、課題別計画勘定における資金の割当て及び支出、準備事業、事業及び活動の実施、監視及び評価並びに課題別計画を成功裡に実施するための資金上の必要性について理事会に定期的に報告する。

7　事業勘定は、第二十四条及び第二十五条の規定に従って承認された準備事業、事業及び活動の資金に充てるための拠出であって使途の特定されているものを促進することを目的とする。

8　事業勘定に対する使途の特定されている拠出金は、拠出者が事務局長と協議の上別段の決定を行わない限り、拠出の対象とされた準備事業、事業及び活動のためにのみ使用する。拠出者は、準備事業、事業及び活動の完了又は終了後の残余の資金の使途について決定する。

9　加盟国は、特別勘定のための資金の予測可能性を確保するため、拠出金が任意の性質を有することを考慮して、特別勘定が理事会によって承認された準備事業、事業及び活動を完全に実施するために十分な資金の水準の達成によって補充されるよう努める。

10　事業勘定又は課題別計画勘定の下で行われる特定の準備事業、事業及び活動に対するものとして受領された収入はすべて、それぞれ事業勘定又は課題別計画勘定に記帳する。当該特定の準備事業、事業又は活動に係るすべての費用（コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む。）は、それぞれの勘定から支弁する。

11　いずれの加盟国も、準備事業、事業又は活動に関する他の加盟国又は主体による行為から生ずる責任について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。

12　事務局長は、第二十四条及び第二十五条の規定に従って準備事業、事業及び活動に関する提案の作成について支援するものとし、理事会の定める条件により、承認された準備事業、事業及び活動のための十分かつ確実な資金調達に努める。

第二十一条　バリ・パートナーシップ基金

1　第一条(d)に定める目的を達成するために必要な投資を加盟生産国が行うことを支援するため、熱帯木材生産林の持続可能な経営のための基金（以下「基金」という。）を設立する。

2　基金は、次のものから成る。

(a)　拠出加盟国からの拠出金

(b)　特別勘定の下で行われる活動の結果取得した収入の五十パーセント